

京丹後市新型インフルエンザ等対策行動計画 - 概要版 -

第1. 計画の基本事項 [行動計画p1~]

背景・位置付け

平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）が施行されました。
 特措法第8条第1項の規定により、政府行動計画（特措法第6条）及び京都府行動計画（特措法第7条）に基づき、本市が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針、各発生段階における対策等を定めた「京丹後市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。

※今後、最新の科学的知見や対策の検証等を通じて、政府行動計画、京都府行動計画等の見直しがあった場合、適時適切に変更を行うこととします。

対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症
 （感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

第2. 対策の基本方針 [行動計画p3~]

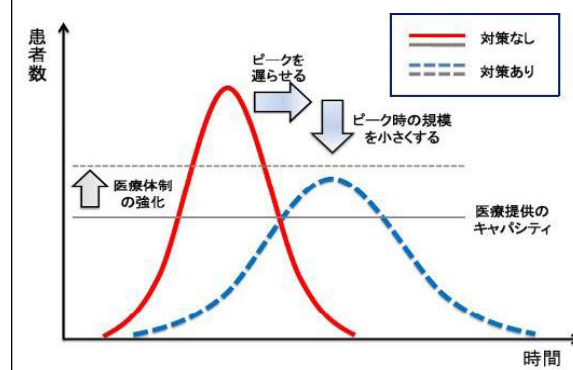
対策の目的と戦略

- 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。**
 - ・流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
 - ・流行のピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負担を軽減、医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを超えないようにして、適切な医療を受けられるようにします。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。**
 - ・感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 - 概念図 -



感染規模・被害想定（京丹後市）

- ・発病率：人口の約25%
- ・医療機関受診患者数：6,348~11,917人
- ・死亡者数：78~298人
 （致死率：0.53~2.0%）
- ・従業員の欠勤：最大40%程度

※流行期間は約8週間を想定
 ※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制を一切考慮していない。

実施する措置

- 府内外の発生状況等の情報収集
- 市民への適切な情報提供
- まん延防止＜外出自粛、施設の使用制限等の要請／特定接種の実施協力／住民への予防接種の実施＞
- 医療等の提供体制の確保＜医師等への医療従事者の要請・指示／臨時的医療施設の開設等＞
- 市民生活・地域経済の安定に関する措置

第3. 各段階における対策 [行動計画p22~]

国 内 府 内	1. 未発生期		2. 海外発生期		3. 国内発生早期		4. 国内感染期		5. 小康期	
	府内未発生期		府内発生早期		府内感染期					
(1)実施体制	○行動計画等の作成 ○情報交換、連携体制の確認・強化		○国・府対策本部と同時に市対策本部の設置を検討（任意設置）		○緊急事態宣言に伴い「京丹後市新型インフルエンザ等対策本部」設置 ○市で緊急事態措置が対応困難となった場合の広域的対応の活用		○緊急事態解除宣言に伴い「京丹後市新型インフルエンザ等対策本部」を廃止			
(2)サーベイランス・情報収集	○通常のサーベイランス ○学校等の欠席者の状況調査		○通常のサーベイランスの継続・強化 ○学校等における調査の強化に協力		○患者等の全数把握、学校等における集団発生への把握等に協力		○患者の発生状況を踏まえ、国・府がサーベイランスを変更した場合の強力		○流行の第二波に備えた情報提供 ○学校等での集団発生状況の把握を強化	
(3)情報提供・共有	○情報収集・提供体制の整備 ○相談窓口の設置準備		○収集した情報を各種媒体を通じて提供 ○相談窓口の設置		○相談窓口の充実・強化 ○公共交通機関等の運行状況等の情報提供		○報道発表等に係る関係者との事前検討 ○各種媒体によるリアルタイムの情報把握		○流行の第二波に備えた注意を周知 ○相談窓口の縮小	
(4)予防・まん延防止	○基本的な感染対策（個人レベル）の普及 ○接触者等に対する健康観察等の準備		○基本的な感染対策の周知 ○接触者等に対する健康観察等の開始		○基本的な感染対策の実践を要請 ○学校保健安全法に基づく臨時休業の実施 ○不要不急の外出自粛・公共施設の使用制限要請		○基本的な感染対策の実践を継続 ○学校保健安全法に基づく臨時休業の実施 ○不要不急の外出自粛・公共施設の使用制限の強化		—	
(5)予防接種	○特定接種の実施体制の構築 ○市民への予防接種体制の構築		○国の方針に基づき特定接種の実施 ○市民への集団予防接種体制の構築準備		○住民接種の優先接種対象者への接種 ○市民への新臨時接種に係る情報の提供		○市民への新臨時接種等の実施		○流行の第二波に備えた住民接種・特定接種の準備	
(6)医療	○府内感染期に備えた医療の確保の取組みに協力		○帰国者・接触者外来の設置		○帰国者・接触者外来の診療体制の継続		○帰国者・接触者外来などを中止し、重症者の入院治療のみ実施 ○一般医療機関での外来診療の開始 ○重症患者以外への在宅療養の要請		—	
(7)市民生活及び市民経済の安定の確保	○市の業務継続のための計画の策定 ○要援護者への生活支援体制の構築等 ○臨時遺体安置施設の検討等 ○対策に必要な物資・資材の備蓄等		○要援護者等へ情報を連絡 ○臨時遺体安置所等の準備開始		○要援護者への生活支援の実施 ○市民に適切な消費行動の呼びかけ ○遺体の搬送・火葬に係る体制の準備 ○水の安定供給の措置		○要援護者への生活支援の実施を継続 ○市民に適切な消費行動の呼びかけの継続 ○埋葬・火葬の特例の実施 ○水の安定供給の措置を継続		○要援護者への生活支援の継続 ○緊急事態措置の縮小・中止等	